

提案基準 7

判断基準第2第3項②の幅員が2. 7m以上の

通路に接する敷地における一戸建ての住宅を除く建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第3の規定に基づき、判断基準第2第3項②の敷地のうち幅員が2. 7m以上の通路に接するものにおける一戸建ての住宅を除く建築物の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次のいずれかに掲げる通路（道路に至るまでの最小幅員が2. 7m以上のものに限る。）に2m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 判断基準第2第2項①から④までのいずれかに掲げる道で、市町村認定道路によって幅員のすべてが構成されている通路
- ② 判断基準第2第2項①から④までのいずれかに掲げる道及び私有地によって幅員が構成され、かつ、平成11年5月1日時点において既に建築物が立ち並んでいる通路
- ③ 私有地によって幅員のすべてが構成され、かつ、平成11年5月1日時点において既に建築物が立ち並んでいる通路

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次の各項に掲げる基準に適合すること。

1 その高さが10m以下で、かつ、地階を除く階数が3以下である建築物であって、次のいずれかに該当するものであること。

ただし、軒の高さが7m未満、かつ、階数が2以下のものはこの限りでない。

- ① 耐火建築物等（法第53条第3項第1号イに規定する建築物）
- ② 準耐火建築物等（法第53条第3項第1号ロに規定する建築物）
- ③ 令和元年国土交通省告示第194号第4第1号に規定する構造方法としたもの

2 その敷地面積が300㎡以下（4戸以内の長屋又は共同住宅については、500㎡未満）であること。

ただし、従前の敷地内における建築で既存建築物と同一用途の建築については、この限りでない。

3 その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有者による合意等)

第4 その敷地が接する通路について、当該通路部分の所有権を有する者による通路として確保することの合意があること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 建築物が20年以上にわたって既に立ち並んでいる通路
  - ② 第2②に該当する通路で、そのうち判断基準第2第2項①から④までのいずれかに掲げる道の部分の幅員が2.7m以上のもの
- 2 その敷地が接する通路が袋路状（道路から道路に至るまで最小幅員が2.7m未満で通り抜けているものを含む。）の場合は、前項の合意等に加え、その敷地から道路に至るまでの通路に接する土地の所有権を有する者による、将来、当該土地において建築行為が行われる際に、第5に規定する後退整備を行い、かつ、後退部分を通路として確保することの合意があること。

（通路の整備等）

第5 法第42条第2項の道路と同等の後退整備を行うこと。

## 一括同意基準 7

第1 提案基準7に該当し、かつ、同基準第5について次のいずれかに該当するものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

ただし、その敷地が接する通路が袋路状であり、かつ、所有者が一である一団の土地に建築物（共同住宅等を除く。）が2棟以上存することをもって立ち並んでいると判断した場合を除く。

- ① その敷地が接する通路の後退部分について、許可申請時において道路に準じた整備をし、側溝等により明確にされているもの
- ② その敷地が接する通路が市町村によって管理されることとなる場合にあっては、建築物の工事完了までに当該市町村への管理移管等が行われる旨の協定、覚書等が交わされているもの

第2 知事は、第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告する。

（附 則）

この提案基準及び一括同意基準は、平成11年5月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成12年7月3日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成15年4月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成19年10月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成30年9月25日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、令和元年9月17日から施行する。